

令和6年度「食品ロス削減PR業務」仕様書

1 委託業務名

令和6年度「食品ロス削減PR業務」

2 目的

本市では、更なるごみの削減に向け、燃やすごみの約4割を占める生ごみ、とりわけ、そのうち約4割を占める、手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」の削減に重点を置いた取組を進めており、平成30年度からは毎年10月を「食品ロス削減月間」と位置付け、当該月間を中心に食品ロス削減に向けた啓発等を実施してきた。

令和3年3月には、「京都市食品ロス削減推進計画」を策定し、令和元年度に6.1万トンある食品ロスを令和12年度には4.6万トンに削減する目標を掲げて、市民、事業者等との協働による一層の食品ロス削減に取り組むこととしている。

本業務は、本市が取り組む「食べ残しゼロ推進店舗認定制度」の運営や「食品ロス削減月間」の啓発活動等、市民、事業者と一体となって食品ロス削減に向けた機運の醸成を図る取組の企画、運営等についての提案、実施を求めるものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託事項（企画提案事項）

委託する内容は、以下の業務とする。

取組の企画実施に当たり、特に定めるものを除き、本市から委託料以外の費用負担は行わない。また、本市の協力が必要である場合は、その内容を具体的に記載すること。

なお、PRに使用する物品等については、以下の本市所有物品（本業務において使用する場合、本市から無償で提供する。）を優先的に使用することを原則とし、他に独自に調達するPRグッズがあれば提案し、使用方法、仕様、数量を具体的に記載すること。PRグッズは、使い捨てプラスチック製品及びプラスチック製の容器包装は使用しないこと。

＜使用可能な本市所有物品（予定）＞

- ・ エコバッグ（布製） 170枚
- ・ 紙製水切り袋 150個

(1) 「食べ残しゼロ推進店舗」関連業務

ア 観光客等に向けたPR【新規項目】

(7) 外国人観光客に向けたPR展開

アフターコロナを迎え、本格的なインバウンドの回復に伴い増加している外国人観光客による、飲食店・宿泊施設での食べ残しが増える懸念があるため、外国人観光客に向けた食品ロスに関する対策が求められる。

そのため、外国人観光客の目に触れやすく、行動変容を促すような効果的な食品ロス削減の啓発手法を提案すること。

(4) 「食べ残しゼロ推進店舗」の外国語版PRツールの作成

「外国人観光客に向けた食品ロスに関する対策」の一環として、上記ア(7)とは別に、外国人を含めた観光客にも、飲食店で食べ残さないことを理解いただくとともに、店舗

からも消費者向けに食品ロス削減に取り組む店舗であることをPRしていただけるよう、認定店舗が活用しやすい外国語版PRツールの提案をすること。

PRツールについては、以下の仕様のステッカーのデザインの提案は必須とし、それに加え、他に効果的と考えられるPRツールも必ず提案すること。

なお、本項目には、デザインの制作、校正、PRツールの印刷、データの納品を含むものとする。

＜ステッカーの仕様（予定）＞

サイズ：10×10cm（店内掲示用）、防水加工、再剥離、カラー（4色）、200枚

※ 既存のステッカーは[ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」内の「食べ残しゼロ推進店舗」ページ](#)参照。

(ウ) 消費者向けの食べ残しの削減につながる企画

外食時の食べ残しを削減するため、市民や観光客などの消費者が楽しみながら参加できるSNSキャンペーンやスタンプラリーなど、認定店舗を活用し、食品ロス削減の行動変容につながる効果的な企画を、実施時期、実施手法も含めて具体的に提案すること。

イ 「食べ残しゼロ推進店舗」の取組意欲、取組内容の向上

認定済みの店舗については、食べ残しの持ち帰りへの対応や、少量パックなどの食べきれない量での販売など、各店舗が工夫しながら食品ロス削減に取り組んでいる。

そうした取組を促すインセンティブにつながるよう、消費者にPRするとともに、他の店舗へ波及させることで、認定店舗の取組意欲の向上や認定店舗全体の取組の充実・推進を図る。

そのため、ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」やInstagramの公式アカウント「京都市食べキリ宣言」などの広報媒体を活用した店舗の取組紹介など、効果的な企画・広報を提案すること。

【参考】

過去の実施例：店舗の取材・情報発信など

ウ 「食べ残しゼロ推進店舗」の管理

「食べ残しゼロ推進店舗」については、約1,700店舗が認定を受けている。

(ア) 新規認定、閉店、登録内容の変更等

食べ残しゼロ推進店舗については、ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」に登録店舗の情報を掲載している。この登録情報を管理し、新規認定、閉店、登録内容の変更等を速やかに反映すること。また、新規認定時は認定証を作成のうえ、送付状^{※1}と合わせて封入^{※2}し、店舗に送付等を行うこと。

なお、認定証は既定デザインがあり、デザイン制作は不要。また、認定証用紙（B5サイズ厚紙）、封筒（角形2号）は本市から提供する。

※1 送付状（A4サイズ1枚）は受託者において印刷すること。

※2 認定証のほか、ポスター（A4～A3サイズを想定）等の啓発物品を同封すること。（認定内容によって封入物が異なる。）

【参考】令和5年度実績（2月末時点）：新規認定29件、閉店49件、変更等10件

(イ) 全認定店舗への啓発物送付

食品ロス削減月間（10月）に合わせて、全ての認定店舗に対して、啓発ポスター（B3サイズ）等本市の指定する内容物を送付状^{※3}と合わせて封入し、送付すること。

なお、封筒（角形２号）は本市から提供するが、本部に一括送付するなど、サイズが大きくなる場合はこの限りではない。

※３ 送付状（A4 サイズ両面カラー刷り 3 枚程度を想定。）は受託者において印刷すること。

（ウ） 認定店舗へのメールマガジン配信等

メールアドレスを登録している認定店舗に対して、本市が指定する内容（食品ロス削減やごみ減量に役立つ情報）をメールマガジンとして発信すること。

なお、配信に当たっては画像も添付できる形式とすること。

【参考】令和５年度実績：計８回発信

（エ） 食べ残しゼロ推進店舗の登録案内リーフレットのリニューアル【新規項目】

食べ残しゼロ推進店舗への登録を案内するリーフレットについて、最新の情報を掲載するとともに、新規店舗獲得のための効果的なデザインを提案し制作すること。また、新規登録に向けて、当該リーフレットを活用した効果的な周知・案内先を提案すること。

なお、本項目には、デザインの提案、校正、リーフレットの印刷、データの納品を含むものとする。

＜仕様（予定）＞

A4 サイズ、両面カラー（４色）、コート紙 90kg、500 枚

※ 現在のリーフレットは[ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」](#)内の「[食べ残しゼロ推進店舗](#)」ページ参照。

（２） 食品ロス削減月間（１０月）における取組

ア 街頭キャンペーン

食品ロス削減月間の認知度を高めるとともに、食品ロス削減の取組の実践と使い捨てプラスチックの削減を呼びかける街頭啓発キャンペーンを、１０月の土曜日、日曜日に１回ずつ（計８回）実施すること。

キャンペーンの企画に当たっては、以下の視点を参考に、提案者の知見を生かした取組を提案すること。また、啓発効果を考慮した時間及び会場の提案、手配を行うこと。

- ・ 集客施設、食品スーパー等でのチラシやPRグッズの配布等による市民啓発
- ・ クイズ、ゲームなど楽しんで食品ロスの知識を習得する企画
- ・ 着ぐるみ、パフォーマンスなどを活用した注目度の高い企画
- ・ 食べ残しゼロ推進店舗、フードバンク等と連携した企画
- ・ [WEBサイト「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」](#)を活用した企画

イ 広報媒体を活用した啓発

食品ロス削減月間をPRするとともに食品ロス削減の取組の実践を促すため、雑誌やインターネット媒体に広告を掲載することとし、具体的な掲載先、掲載内容、掲載期間・回数等を提案すること。そのうえで、他の媒体を活用した効果的な啓発手法について追加で提案することは妨げない。

なお、本委託業務とは別に、本市により啓発ポスターを制作し、市政広報板、市バス・地下鉄車内等に掲示することを予定している。

ウ 食品事業者等との連携によるWEBサイト「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」を活用した啓発

京都市では、食品ロスへの関心が低い方も含めて幅広い市民に啓発するため、食品ロスを減らす工夫を楽しく紹介する[WEBサイト「食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ」](#)を運用している。

そのため、以下の視点を参考に、食品スーパー等の事業者と連携し、事業者等の持つ広報媒体、広報手法を活用して、できる限り多くの市民（消費者）にこのサイトを通じて食品ロス削減に関心を持っていただけるような具体的な企画を提案すること。

なお、このサイトはCMSを使って制作しているため、企画内容に応じて、サイト内に字句や写真等を追加することは可能である。

- ・ 「行政からのお知らせ」ではなく「消費者に有益な情報」として発信する工夫
- ・ 気軽に楽しめるコンテンツ（「京の食品ロスゼロ検定」「食品ロス削減診断」「食ロス川柳劇場」）を入口にサイトの閲覧へ誘導する工夫
- ・ サイトの二次元コードの露出と、それを読み込むよう誘導する工夫
- ・ 事業者との共同キャンペーンなど、事業者に「我が事」として主体的にPRしていただけるような工夫

※ 本サイトは、サーバ及びドメインの維持、サーバのセキュリティ管理、データのバックアップ等を委託しているため、必要に応じて委託先業者と連携を取ること。

(3) ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」の管理運営

ア ホームページの更新、充実

[ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」](#)において、本市が進める施策の情報も含めタイムリーに食品ロス関連の最新情報を掲載すること。本ホームページの既存コンテンツについても、食品ロス削減施策の進展、関係法令・制度の改正等に合わせた更新、充実を行うこと。

なお、更新すべきコンテンツ情報は本市から提供する。

また、本ホームページ内の「食品ロスを減らそう！お結び広場」も含めて、ホームページ及びインスタグラム「京都市食べきり宣言」の認知度、アクセス数、フォロワー数を向上させるための方策を提案すること。

イ アクセス数の管理、報告

ホームページ「京都市食品ロスゼロプロジェクト」について、Google アナリティクスなどによりアクセス数を管理できる環境を整え、毎月のアクセス数を翌月10日までに本市へ報告すること。報告内容は、ユーザー（セッション）数、表示回数、新規ユーザー数とする。

なお、「京都市食品ロスゼロプロジェクト」内の「食品ロスを減らそう！お結び広場」のユーザー（セッション）数についても、別途報告すること。

(4) 実施報告書の作成

業務完了後、実施報告書を提出すること（様式不問）。

(5) その他の業務

前述のもののほか、上限価格の範囲内で、食品ロス削減の推進により効果的な業務の提案があれば、提案を妨げない（本市と協議の上で実施する。）。また、本業務の遂行に必要な業務を実施するものとする。

5 業務実施スケジュール

受託者は、業務開始に先立ち、以下のスケジュール（予定）を踏まえ、業務スケジュール表を作成し、本市の承認を得るものとする。

（スケジュール（予定））

令和6年 5月上旬～ 業務着手

9月上旬 「食べ残しゼロ推進店舗」の外国語版PRツールの納品

10月1日～ 食品ロス削減月間キャンペーンの実施（～10月末）

令和6年12月上旬 食べ残しゼロ推進店舗の登録案内リーフレットの納品

令和7年 3月 実施報告書の提出

6 留意事項

- ・ 業務の実施に当たっては事前に本市職員と協議し、その指示に従うこと。また、業務の進捗状況については、本市担当職員との連絡を密にすること。
- ・ 店舗訪問等によるPR活動の実施に当たっては、事前に受託者において、訪問実施計画を立案のうえ、本市担当職員と調整を行うこと。
- ・ この仕様書に定めのない事項または業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによる。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

7 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(2) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、本委託業務により制作した印刷物等の著作権等の著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。

(3) 成果品

本委託業務内で制作した発行物等については、以下の資料を成果品として引き渡すものとする。

ア 入稿用版下データ（以下の2種類）

Adobe Illustrator（CC 対応）またはこれに準じたソフトウェアに対応するものとする。

(ア) 再編集可能なデータ

(イ) アウトライン化済みのデータ

イ PDF データ

(関連情報)

- ・京都市食品ロスゼロプロジェクト
<http://sukkiri-kyoto.com/>
- ・食べ物の「もったいない！」を探せ！～京都市フードロスチャレンジ
<https://food-mottainai.city.kyoto.lg.jp/>
- ・インスタグラム「京都市食べキリ宣言」
<https://www.instagram.com/>